

○助役(篠崎俊夫君)

議案第二十四号昭和五十一年度福生市一般会計予算案について、その内容の御説明を申し上げます。

昭和五十一年度市政運営の大綱につきましては、本議会の開会辟力頭市長から所信の表明を申し上げましたので、私からはなるべくその表明と重複しない範囲内で本当初予算案の内容について御説明を申し上げます。

まず表紙をおめくりいただきますと、第一ページに記載してございます条文は、いわゆる予算総則と呼ばれているものでございまして、第一条から第四条までの四カ条から成り立っておりますが、その前にまず昭和五十一年度予算案の編成に当たって、これを取り巻く諸環境につきまして一言御説明を申し上げておきたいと存じます。

まず国の予算でございしますが、ただいま暫定予算騒ぎを起こしておりますが、国の本格的な昭和五十一年度当初予算は、前年度のそれが必要抑制のための景気安定志向型の予算でございましたのとは打って変わりました、戦後最大、実に、その三〇%を国債の収入に依存

するという財政指導の景気浮揚型予算でございまして、前年度対比の伸び率こそ一四・一%と低うはございますが公共事業費の伸びは昭和四十九、五十の両年度が総需要抑制政策のために二年連続で伸び率がゼロでございましたのとは打って変わりました、来年度の公共事業費は二六・四%の伸びとなつてゐるのが特徴でございます。そして本市の注目の的でございます基地関係予算の伸び率は前年度対比で調整交付金を含めましての基地交付金の伸びが一・一%、防衛施設庁で所管しております基地周辺対策費の総額の伸びが二%、そのうち防衛施設周辺整備調整交付金の伸びが六六・五%でございますので、これらの伸び率は国の一般会計予算全体の伸び率一四・一%、あるいは公共事業費の伸び率二六・四%と比較いたしますと、まあまあというところでございます。

又、自治省が策定いたしました来年度地方財政の運営の指針となります昭和五十一年度地方財政計画によりますと、地方公共団体の歳入歳出現模も景気回復のための公共事業費費等を中心に膨張いたしました国の一般会計予算の前年度対比の伸び率が一四・一%であるのに対し、地方

財政計画の伸び率はこれを上回りました。一七・二％の伸びに相なっているの
でございます。そして、その地方財源の裏づけといたしましては、まず地方交
付税においては決められた国税三税の三二％の収入だけでは、前年度に比
べて不況のために、むしろ減収となりするので、委任特例交付金の繰り入れ
と資金運用部資金からの借り入れによりまして、前年度よりも一七％ふ
えた資金の枠を確保し、その結果、来年度は実質的には国税三税の
四六・二％に相当する金額が地方交付税として交付される予定でございます。
なお、来年度の地方債計画におきましても、国の一般会計予算と同じ
考え方に立ちまして、地方税の減収に対する補てんと地方公共事業の円滑
な推進のために、前年度に比ばまして戦後最高の伸び率約七〇％増の枠を
確保した模様でございます。

次に文幅な赤字を伝えられている東京都の方はどうかと申しますと、来年
度は空前の財政難といわれました。昭和五十年度をさらに上回る超緊縮
型予算でございます。来年度地方財政計画の総額が前年度に比べて
一七・二％伸びておるのに対しまして、東京都の来年度一般会計予算案の伸

び率は、御承知のように二十年ぶりに一けた台に転落いたしました。前年度対比
の伸び率はわずかに八・七％でございます。特に租税収入の伸びはわずかに一・二
％でございます。その結果市町村に交付される学校建設費や土木費の
補助金あるいは市町村振興交付金のうちの一般交付金等はいずれも前年
度よりもむしろ減額を余儀なくされているのでございます。

さて、このような状況下において編成いたしましたわが福生市の昭和五十一年
度一般会計予算案は、どうなっておるかとお申しますと、国全体を覆う不況
の影響を受けまして、前年度に比べての予算の伸び率こそ東京都の
予算の伸び率をさらに下回りました。わずかに〇・九％の伸びにとどまりま
したが、実質的には本市の人口と比較いたしますと、本年度と同様に大型
予算であることには変わりはないのでございまして、来年度予算案の規模が
前年度に比べて小幅の伸びにとどまりました。最大の原因は、もちろん不況の影
響もございしますが、それと同時に本昭和五十年年度の当初予算が、御承知
のように国の防衛予算を大量に確保して編成いたしました結果、前年度
に比べて一挙に五割近くも伸びたことが、その翌年でございする明昭和五十一年

年度予算案の前年度の伸び率を逆に少なくしているといえるのでございます。このことを表現を変えてもう一度申し上げますならば、予算の規模こそ本年度に比べて小幅の伸びにとどまりましたものの、その予算の内容はおかしくもちまして他市とは異なり、防衛予算の確保と経常経費の圧縮によりまして投資的経費をでき得る限り最大限に確保したということでございます。

さらにページを一枚おめくりをいただきますと、第二ページからは第一表歳入歳出予算の段でございます。

まず歳入の方から御説明を申し上げます。

第一款の市税収入の総額は十五億九千二百七十四万四千円でございます。前年度の当初予算額と比較いたしますと六・八%の伸びに相なっております。昭和五十年度当初予算編成の際には、市税の収入は前年度に比べて二九・五%という大幅な伸びを見込むことができたのでございますが、それに比べますと六・八%という伸び率は大変に低い伸び率でございますが、これはなぜかと申しますと、昭和五十年度におきましては個人市民税はまだ好況でございま

した昭和四十九年度の高い市民所得が課税の対象でございましたこと、又法人市民税につきましては、ちょうどこの年度から税率の大幅な引き上げがございましたこと等の関係から、昭和五十年度当初予算においては二九・五%という大幅な伸びを期待することができたのでございますが、これに反しまして、来年度はその後における不況の影響から残念ながらさしむき六・八%程度の市税の伸びしか期待できないということでございます。

なお、この機会に国が予定しております来年度の市町村の税率改正のうち本市に関係があるものを申し上げますと次の四点がございます。まずその第一は市民税の均等割の引き上げでございます。市民税につきましては昭和三十六年度以来十五年間にわたって毎年度市民税の減税が行われてまいりましたが、昭和五十一年度は、これを見送りまして、むしろ昭和二十六年

度以降二十五年間も据え置かれてまいりました個人市民税均等割の標準税率を二百円から七百円に引き上げ、又昭和四十二年度以降九年間も据え置かれてまいりました法人市民税均等割の標準税率につきましても、現在の三倍ないし六倍に引き上げようとするものでございまして、この均等割の引き上

げによる来年度増収予想額は一千百五十万円でございます。ただし、この増税措置にもかかわらず市民税収入全体としてみますと、前年のに比べて二・八％の減収になる予想でございます。

税制改正の第二は、固定資産税及び都市計画税の改正でございます。まず固定資産税につきましては、来年度は固定資産の調査前の年度でございまするために、結果的には前年度に比べて二・三・四％の増収を見込むことができた次第でございますが、それでも急激な税負担の増大を抑えるために、宅地等については前年度に比べて三割増を限度として調整され、又農地につきましてもA、B農地の適用区域の縮小や負担率の据え置き、あるいはC農地の宅地並み課税からの除外等が実施され、総体としては一億八千五百二十万円程度の減税が行われる予定でございます。

又都市計画税につきましても、結果的には前年度当初に比べて七・五％の増収を見込むことができましたが、固定資産税と同様に急激な税負担の増大を抑えるために、たとえば宅地等については三割増を限度として調整され三千二百四十万円程度の減税が行われる予定でございます。

税制改正の第三は、きのうもお話に出ておりましたが、軽自動車税の税額の引き上げでございます。二輪車から四輪車に至るまで、それぞれ一・六％から三・二％程度の引き上げが行われる予定でございますが、これによる来年度の増収予想は二百三十万円でございます。

税制改正の第四は、ガス税の税率の引き下げでございます。ガス税の税率は来年度の一月一日から現在の百分の三が百分の二に改正される予定でございます。これによる来年度の減収予想は十一万円でございます。

なお二ページから四ページにかけて記載してございます第二款の地方譲与税以下第十五款の市債に至るまでの各歳入予算額の見積もりにつきましては、国及び都の予算案の内容等を勘案いたしまして、現段階において確定にしてしかる予想可能な限り多額の金額を計上するよう努力した次第でございます。

こつして昭和五十一年度当初予算案の総額は、歳入歳出とも六十四億四百一十萬一千円に相当した次第でございます。

次に五ページから七ページにかけて記載してございます歳出予算案について御説明を申し上げます。

まず歳出予算案の総論的な御説明を申し上げますと、第一番目は職員給与費の予算総額に占める割合の問題でございます。国の地方財政計画では本昭和五十年年度から職員給与費の方が投資的経費の額を上回ってしまったのでございますが来年度地方財政計画の総額の中に占める職員給与費の割合を具体的に申し上げますと三四・五%でございます。わが福生市の場合には本当初予算案の中に占める職員給与費の割合はそれよりも一四・四%低い二〇・二%でございます。国の地方財政計画が三四・五%の職員給与費の割合であるのに対し、福生市は二〇・一%でございます。

次に問題となりますものは、予算総額の中に占める投資的経費の割合の問題でございますが、来年度地方財政計画の総額の中に占める投資的経費の割合は三三・六%でございます。わが福生市の場合には本当初予算案の中に占める投資的経費の割合は、昨日市長からも申し上げましたように、それよりも逆に八・六%高い四二・二%でございます。結局、国の地方財政計画では職員給与費の割合は三四・五%、投資的経費の割合は三三・六%と職員給与費が投資的経費を〇・九%だけ上回っているのに対して、わが

福生市の場合には職員給与費の割合が二〇・一%、投資的経費の割合が四二・二%でございます。から、国の地方財政計画の比率とは逆に投資的経費の方が職員給与費の二・一倍、二二・一%も上回っているのでございます。とは申しましても、經常収支率だけの面で見ますと、本年度の当初予算の經常収支率が九九・三%、来年度の本予算案では、それよりも幾らか下がりました。九六・九%に相なっておりますが、なお、この經常収支率の面では今後とも十分に敬言戒る必要があるのでございます。

それでは、各款別に、その大要を御説明申し上げます。存じます。予算書の五ページをご覧いただきたいと存じます。

まず第一款の議会費におきましては、大旨前年度の例にならぬ市議会の運営に必要な経費として九千七百八十五千円を計上いたしますとともに、次の第二款総務費においては総額六億三千八百一十二千円を計上いたしました。次第でございますが、この予算の中で前年度にはないものといしましては、衆議院議員選挙費五百二十五万六千円、市長の選挙費五百二十万、交通安全推進員に対する被服の負担金七十万円等がございます。

次に第三款の民生費においては十一億二千六百六十二万五千円を計上した次第でございますが、来年度の生活扶助の基準は、本年度よりも一二・五％引き上げられる予定でございます。なお、この款には国保会計の繰出金二千五百万円が含まれているのでございます。

次の第四款衛生費においては保健衛生及び清掃関係業務の運営費として四億二千八百二十五万一千円。

次の第五款労働費においては失業対策関係の経費として九百三十九万四千円を、なおページを一枚おめくりいたしますると、六ページの上の方に記載してございます第六款農林水産業費の予算計上額は二千六百五万円でございます。本年度の当初予算と比べすと大きく一千百九十五万九千円の減額になっておりますが、これはA、B農地につきまして来年度は先ほど申し上げましたように減税が行われる見込みから、緑化推進費の樹林地等保全奨励金を、さしむき樹林地に対する奨励金だけしか予算化しなかったことによるものでございまして、農耕地の方の奨励金につきましてはA、B農地に対する税制体制がさらに明確になり次第追加計上する予定でございます。

なお、次の第七款商工費においては五千六十八万三千円を計上した次第でございます。この中の特異なものとしては福生駅周辺の商業診断を行うための経費五十万一千円がございします。

次の第八款の土木費の予算計上額は十二億六千五百六十五万円でございます。本年度当初に比べすと大きく八億九千四百八万五千円の減額予算になっておりますが、これは主として防衛の一〇〇％補助による、武蔵野幹線排水路工事の減によるものでございまして、この土木費の中には、すでに皆さま御承知の防衛の補助による諸事業はもとより、そのほかの主として市の自己財源で支弁しなければならぬ経費につきましても、一般生活道路の新設改良費は本年度より一割増の八千九百八万一千円、土地区画整理事業への繰出金は本年度当初の二・八倍の一億三百万円、下水道会計への繰出金は本年度当初の一・七五倍の一億二千四百九十九万円をそれぞれ計上した次第でございます。

次の第九款消防費においては消防自動車一台の購入費等を含め

まして一億四千二百八十九万一千円。

なお、次の第十款教育費においては、本年度当初よりも三七・五%増の二十四億一千五百七万一千円を計上した次第でございますが、この予算膨張の主たる原因は、もちろん市民会館建設費の増によるものでございます。

教育費の中の主たる事業といたしましては、新しく一中に特殊学級を設けるための経費百四十二万八千円、来年度における校舎の増築事業は三校、二小が普通教室五教室の建設、七小が普通教室三教室それから職員室一つの建設、三小が普通教室一教室の建設で、その工事費の合計は二億四千八百二十九万七千円。昨日、市長から御説明申し上げました二カ所分の学習等供用施設の建設費が二億九千九百三十四万七千円、前年度に引き続きましての片倉下の屋外運動場建設費が一億三千九百六十一万円、なお、市民会館の建設費が十一億三千六百三万七千円と相なっているでございます。

次の第十一款公債費においては二億一千九百五十七万六千円。ページを又一枚おめくりをいただきまして七ページに記載してございます第

十二款諸支出金の支出金においては二百七十万円。

最後の第十三款予備費においては二千三百三十一万三千円をそれれ計上し、こうして歳出予算の合計は歳入予算の合計と同じく六十四億四百四十万一千円と相なる次第でございます。

なお、その次の八ページに記載してございます第二表地方債の表は、議会の御決議を経て明昭和五十一年度に起債として借り入れを予定する地方債の限度額を示した表でございます。その合計額は七億四千四百四十万円に相なります。

その次のページの歳入歳出予算事項別明細書以下は本議案に付属する説明書類でございますので、この席での御説明は省略させていただきます。以上で昭和五十一年度一般会計予算案の説明を終わらせていただきますが、慎重御審議をいただきますとして何とぞ原案とおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番（松山清君）

いま、国ですね、地方税法の改正案を持てゐるわけですね。でも、実際に、これが議会を通らないと、そのために賦課徴収条例そのものが提出されていけないという状況があるわけですが、しかし今の話ではそういうことを見込んで予算を組まれているわけですね。そうすると、これはどの指導でそういうことがされたのか。その辺からお聞きしたいと思ひます。

○税務課長（島田猛君）

お答えいたします。

予算の編成、ことに税収の計上につきましては法令、条例に一致して計上するものが新しく一番好ましいわけですが、いわゆる予算は一年間の見積もりでございます。即ちこの数値で賦課徴収するわけではございませんし、従来から市は都から示される自治省の法案によつて、この改正内容を加味した数字で一応計算して税収の算定額を予算に計上してございます。そういうわけで今後もし仮に事前に示された法案の内容と異なつた内容で通るようになれば、その時点で改正内容による補正をしなければならぬ。又そういうふうにすべきだというふうに都の方から指導を受けております。したがいまして納税義務者に対します課税の關係は一番新しい四月一日現在の法令、条例

によつて課税することになりますからこれは予算とは又別のものになります。又東京都からまだいま申し上げますように改正法案の内容につきましてはそういうことで説明も受け、税収の鈍化の今日から、行財政の再建については十分注意をするように十分指導を受けております。特に今回の改正は、たゞいま助役からも申し上げましたが、現行の税法と改正内容、改正案の内容とを比べますと、市におきまして二億から近い差が出てしまつております。ですから現行法令でやると、この予算に載っている数字よりもさらに二億近い数字が載らなくなつたといふことになります。そういうふうな、何と申しますか、今後の財政に大きな影響を及ぼしますので従来の立法とあり、改正を予定されております税法を加味したことでやらざるを得なかつたという方法をとらしていただいたわけでございます。

以上でございます。

○二番（松山清君）

もちろん東京都と自治省において全国の総務部長ですか。その程度を集めてやつて、都道府県や市町村をやつたということになるわけですね。けれども、二億からの歳入になるわけですね。しかし結局そちらではもう地方

税法の一部改正というのは、通るんだという前提に立っているわけですが、いまの状況でどうですか、はつきりいってみれば皆さん方がそういう国会の状況を、そういうふうに分析しているわけですか。その点が東京都の指導であれば何でもかんでもやっちゃうんだと、それはもう仰せのとおりなんだということをやめるのかどうかですよ。東京都がこうしなさい、ああしなさいといえは……、もちろん自治省の意を受けてやるわけですが……、いわゆる条例の何と何がいるんだということに、今後やっていくわけか。

○税務課長（島田猛君）

結局、税法は通るか通らないかというよりも、三月三十一日までに通らなければ、先ほども申し上げますように、現行の税法ないしはそれに基つて市で決定しております税法によつて、現行法で取らなくならない。そういうふうにやりますと先ほど申し上げましたように、現在この予算に載っている数字よりもさらに一億八千万円から二億円近い数字が加算されるということですね。ですから予算がふくらんでくる。後にいって新税法が通るとなると、その一億八千万ないし二億を減額しなければならないという事態が発生するわけです。これを逆の立場で、仮に、その改正した結果が増収になる改正であるなら

○二十一番（高波 忠君）

は、今後さらに補正で増収になるんですからいいんですけど、現行法をやった後改正が出たのが減収になるということになると、財政運営に非常な影響を及ぼしますので、そういったものを加味した上で東京都とも相談をし、指導をいただいて従来と同じような方法をとっていたというところでございます。

先ほど助役さんが、予算の概要説明で政府の背景

説明をされました、その中に防衛予算が大分伸びていると、六六%、二%

二%、このように大幅に伸びているんですが、こちらの十六ページの、ここを

ちよつと当たって見たんですが、福生市の場合はこれだけのパーセントで予算を

組んでいられるんですが、これで上野課長に申し上げますが、自治体でもこの

予算の編成前に大挙してお願いに行つて、とにかく、その伸びた分をもら

いたいということを強く要望しておいたんですが、これがこの伸びていないのはど

ういうわけだか、その一点と、きのうも原田議員がいまの横田の補助金は基

地排水が終わればなくなるのではないかと、そういう心配もされましたが、市民会館

で、向こうは打ち切るのではないかという気配があるんじゃないかと思うんです。そ

れで新しくできます供用施設の予算が、これとこに行くんだろうか、その点に

ついて、ちょっと質問をします。

○企画財政課長(上野重勝君)

これは防衛関係の補助金が、まず最大の原因は、昨年度は武蔵野幹線排水路に十一億四千万円の補助金を計上しておいたわけです。ところが、こゝしは、それが三億四千万円と、いわゆる事業の完了に伴いまして補助金が六億六千六百万円減ってきた。これが最大の原因でございます。

それから、きのう原田議員さんとの質問の関連ではK、P、C、Pが終わると補助金が減るんじゃないかということでございます。これは、きのう市長からも答弁を申し上げてありますように、いわゆる武蔵野幹線排水路それから又、この次の補正で計上する予定になっております。福生駅東西連絡路、この二つにつきましてはいわゆるK、P、C、Pの特別会計の補助でございますので、この関係の補助はK、P、C、Pの事業が完了いたしますと補助は完全になくなります。しかし、いわゆる新しい基地周辺の生活環境の整備に関する法律に基づく補助につきましては、この法律が存続する限り、あるいは又横田基地がある限り、この補助は続いてくるわけでございますので、一般的

な防衛関係の補助については今後なお相当の期待は持てるし、又そういう意味では今後も御指導御援助をいたしたいと、このように考えております。それから第二点の学習等供用施設の関係については社会教育の方に計上してございます。

○二十一番(高波忠君)

それは載ってるそうですからいいです。

いま、助役さんが六六%の防衛予算が政府で伸びたって言うてたでしょう。それにならって福生市も六六%伸びてなくちゃならないんですが、むしろ、それ以上伸ばしてもらいたいというのが私も要望なんです。ちょっと理事者側は弱腰じゃなかったのかと思う。もっと大幅な予算を組んでちやうど良くなるんじゃないかと思うんだけどどうですか。

○企画財政課長(上野重勝君)

御指摘のように九条の調整交付金につきましては、四十九年度で計上予算が五億円。それから五十年年度では三十億円、それが五十一年度は五十億円というふうに、いわゆる五十年と五十一年の比較では六五%の増額になっております。当然補助金の増額は期待はできるわけでございます。福生において今後いろいろと防衛施設庁と折衝の段階